二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり二級建築士の免許を取り消しましたので、同法同条第３項の規定により公告します。

記

１　免許の取消しをした年月日
　令和８年４月 20 日
２　免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
小林　勉	二級建築士	愛知県知事登録第１６５４４号

３　免許の取消しの理由
　建築士が死亡したとして、建築士法第８条の２の規定による届出があった。
　このことは、同法第９条第１項第２号の規定に該当するため。